

日本ビジネス公務員専門学校学則
第1章 総 則

(目的)
第1条 本校は学校教育法に基づき、高度情報化社会に貢献できるコンピュータ技術者の養成、簿記、会計、秘書などの商業実務分野に貢献できるビジネスマンの養成を目的とする。

(名称)
第2条 本校は日本ビジネス公務員専門学校という。

(位置)
第3条 本校の位置を新潟県長岡市殿町1丁目1番地1におく。

(自己点検・評価)
第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行なうものとする。

第2章 課程、学科および修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)
第5条 本校の学科および修業年限、定員は次のとおりとする。

課 程	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
商業実務専門課程	公務員専攻科	2	60	120	全員 昼間部
	公務員科	1	20	20	
	医療ビジネス科	2	20	40	
	経理ビジネス科	2	20	40	
	*総合ビジネス科	2	—	20	
	総合ビジネス科	1	20	20	
工業専門課程	情報ビジネス科	2	20	40	

*総合ビジネス科2年制は、平成23年度より募集停止し、平成24年度から学科廃止とする。

(学期)
第6条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2 学期は学年を分けて、前期・後期の2学期とする。
前期 4月1日から 9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)
第7条 本校の休業日は次のとおりとする。但し、校長は特に必要があると認める場合には、臨時に休業を行い又は休業であっても授業を行うことができる。
(1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
(3) 夏季休業 7月26日から8月31日
(4) 冬季休業 12月25日から1月7日
(5) 春季休業 3月16日から3月31日
(6) 開校記念日 5月2日

第3章 教育課程、授業時間数及び教職員組織

(教育課程、授業時数)
第8条 本校の教育課程及び授業時数は別表第1のとおりとする。

(成績評価)
第9条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の80%に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(始業及び終業)
第10条 本校の、始業及び終業の時刻は9時30分から16時50分までとする。但し、学校長が必要と認めるときは、これによらないことができる。

(教職員組織)
第11条 本校は次の教職員を置く。
1 校長 1名
2 教員 5名以上
3 助手 1名以上
4 事務職員 1名以上
5 校医 1名
2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)
める 第12条 本校の入学資格は高等学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者、又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者とする。

(入学時期)
第13条 本校の入学時期は学年の始めとする。

(入学手続き・許可)
め 第14条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。
手 1 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し、第22条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
2 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
3 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に第22条の入学金を添え、手続きをとらなければならない。

(休・復学)
診 第15条 生徒が疾病、その他やむを得ない事由によって、3ヶ月以上出席できない場合は、休学願に断書又は、その理由書を添えて校長の許可を受けなければならない。
2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

(退学)
第16条 退学しようとする者は、その退学願に理由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(卒業)
第17条 本校所定の課程を修了したのものには、学習評価の上、卒業証書を授与する。

(称号の授与)
第18条 前条により、商業実務専門課程、オフィス総合ビジネス科を修了した者には、専門士(商業実務専門課程)の称号を、工業専門課程 ネットワークセキュリティ科、デジタルデザイン科(3年制)、デジタルデザイン科(2年制)、Webビジュアル科、システムプログラマ科を修了した者には、専門士(工業専門課程)の称号を授与する。
第5章 科目等履修生

(科目等履修生)
があ 第19条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請を許
す った場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修
可することができる。
2 その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

第6章 賞 罰

第20条 成績優秀にして、他の模範となる者は、褒賞することがある。

(懲戒)
て、 第21条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の生徒の本分に反する行為があった場合等において、
教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。
2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。
一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
三 正当な理由がなくて出席が常でない者
四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 入学金及び授業料等

第22条 本校の入学金、授業料等は、別表第2のとおりとする。
ない。 2. 授業料等は、前期・後期の2回に分け、学校長が指定する期日までに納入しなければならない。
があ 3. 一旦納入された入学金・授業料等は原則として返還しない。但し、授業料等は特別な事情があると認められた者は学校長の了承の上返還する。

第23条 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

(除籍)
第24条 授業料その他の納付金を3ヶ月以上滞納した者は、除籍することができる。

第8章 寄宿舍・健康診断

(寄宿舍)

第25条 寄宿舍に関する事項は校長が別に定める。

(健康診断)

第26条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより、実施する。

附 則

1. この学則は、平成22年4月1日より施行する。(校名変更)
2. この学則は、平成23年4月1日より施行する。(学科変更)